原判決を破棄する。

被告人Aを懲役八月に、同Bを懲役四月に各処する。

但しこの裁判確定の日から被告人Aに対しては二年間同Bに対しては一年間夫々右刑の執行を猶予する。

原審並びに当審の訴訟費用は全部被告人両名の連帯負担とする。

理由

弁護人横山敬教の控訴趣意は記録中の同弁護人提出の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

右控訴趣意に対する判断

先ず、原判決が判示事実認定の証拠としている被告人A、同Bの検祭官に対する 各供述調書の任意性について按ずるに、右各調書は、当時検事が部下検察事務官三 名と外に地元白石地区警察署の司法警察員多数を引卒して現場に臨み、大いに勢威 を示し、前後三日間に亘り、地元民関係者数十名を何れも被疑者として取調を為 し、その間非常な衝戟を与えた状況下において作成されたものであるとの所論事実は記録上これを認むるに足る何等の資料がない。尤も、被告人Aは、原審第三回公 判廷で、弁護人の問に対し、湯の原駐在所において三日間も取調べられた旨供述し ているが、取調が三日間に亘つたからと云つて、そのことから直にその供述が任意 でないと断定し難いことは勿論、却つて右第三回公判調書中の同被告人の供述とし て「三日間も取調べられたため問はれる侭答えた」旨の記載に徴すれば、 その供述 内容の真否の点は姑く措き、その供述自体は任意に出てたものと解することが出る。のみならず、前記各供述調書は原審で弁護人がこれを証拠とすることに同意し、且その証拠調に何等の異議を申立てなかつた書面であり、(被告人等に於て とが出来 (被告人等に於ても 之に対し反対の意思を表明した形跡がない。) 右各調書に依れば、検察官は予め供 述拒否権を告げ、且録取後読み聞かせたるに誤りのないことを申立てて夫々署名押 印していることも明かであるから、この点から考察しても被告人等の任意の供述を 記載した書面であることは疑う余地がない。従つて、右各供述調書の任意性を否定 する論旨は理由がない。

次に、その真実性の点について考察するに、なるほど、被告人等は原審公判廷で起訴状記載の公訴事実を否認し、右供述調書中の供述に哉は真実にあら旨を配過自由を記載したものであるとか或は、錯覚を起し真実に反して供述した旨を陳述でいることは所論の通りであるが、被告人等の右公判廷に於サる供述は、原審で助調べた他の証拠に対比して輙く信を措き難く、本件記録並びに原審で取調べた他の証拠に対比して輙く信を措き難中の供述記載が真実に反する事と記述の正規では、本人Aが本炭検査員C及び被告人Aの検察官に対する第一回供述調書では、本炭検査員C及び被告人Bに対し、本炭空供出(実明として検収して貰うこと)の手続を依頼した経緯を明かにして満また、右空供出に際しての被告人等の具体的行動を明かにしい、第二回供述調書では、右空供出に際しての被告人等の具体的行動を明かにしいる第二回供述調書では、右空供出に際しての被告人等の具体的行動を明かにしいるの前提に於て理由がなく、採用の限りでない。

尚、本件は、真実は一三〇俵しか受入れが済んでいないのに七二〇俵の受入れが

なされた旨を記載した一通の虚偽の薪炭受入調書を行使してその代金全額の支払を受けたもので、原判決がその証拠に採用している検察事務官のFに対する供述調書及び当審受命裁判官の同人に対する証人尋問調書に徴しても原判示E地方薪炭林産組合としては、その受入調書が右のような虚偽のものであることが判明していれば、その調書記載の代金はその一部といえどもその支払をする意思がなかつたことが明かであるから原判決が右受入調書記載の七二〇俵分の代金全額につき詐欺を認めたのは正当で、その内実際に供出のあつた一三〇俵分について詐欺の成立を認むべきでないとの論旨も理由がない。

次に職権を以て審査するに原判決は木炭検収員たる被告人Bを公務員とし同被告 人が木炭検収の仕事上作成した薪炭受入調書を公文書としていることは判文上明か である。しかし、刑法上ある者を公務員というには単にその者の従事する仕事が公 務であるばかりでなく、その公務に従事するゆえんが国家又は公共団体の機関としてであることを要することは多言をまたない。そこで被告人Bが木炭検収員としてこのような条件を備えていたかどうかを検討すると、当裁判所が職権で調査した証人Lの当公廷における供述及び昭和二七年四月一二日附農林省林野庁長官の「政府 新炭検収員任命に関する件」と題する書面を綜合すると、被告人Bが従事していた本件木炭の検収は、昭和二三年八月二一日農林省令第七三号薪炭需給調整規則に基く政府買入木炭の検収であつたこと、同被告人がその仕事に徒事したのは、昭和二三年五月五日二三林野第五三八六号農林省林野局長官発各木炭事務所長宛通牒に基 く同者仙台木炭事務所長の措置によつて採用された木炭検収員としてであつたこ と、右林野局長官の通牒は、当時、農林当局としては、政府買入薪炭の検収に従事 させるため政府職員たる検収員を置く計画を立てたが、その実施に際し、政府職員 の定員数及び予算上の関係からそれが不可能になり、その結果、木炭一俵につき・ 円、薪一束につき一〇銭の割合の手数料を支払う契約の下に検収の請負制度を実施 することに計画を変更し、各本人から註負契約の請書を徴して検収事務に従事させ ることにし、ただ、生産者等の相手方に対し、政府薪炭の検収をする者であることを表示するため、便宜上、各木炭事務所長から右各本人に「検収員を命ずる」旨の辞令に準ずるものを発給することとし、その旨林野局長官から各木炭事務所長宛に 通牒したものであつたこと、而して、爾来各木炭事務所長は右通牒に基き、それぞ れその管内において若干名の検収員を置き、前記薪炭需給調整規則施行後は、引続 き同規則に基く政府買入薪炭の検収事務を右検収員に行わせていたが、その問国と しては右検収員に対し右手数料を支払う外何等の給与を行わないことはもちろん、 公務員としての取扱は全くしていなかつたものであること等がそれぞれ明かであく要 旨〉る。以上によれば、前記林野局長官の通牒に基いて置かれた木炭検収員は、その行う仕事は国の公務であつた〈/要旨〉が、その国との関係は単に民法上の請負人と注文者との関係に止まるものであつて、国とその職員という関係ではなく、従つて、検収員が検収の仕事に従事するのは単なる請負人としてであつて、国の機関としてはなかつたものであることが明かである。そうだとすれば被告人Bは公務員ではなかつたのであり、従つて、同人が木炭検収員としての仕事上作成すべき文書であった薪炭受入調書は公文書ではなかつたものといわざるを得ず、原判決が之を公務員とし、公女書としたことは、この点に関する法令の解釈を誤つたか又は事実を誤認したものであつて、しかもその誤りが判決に影響を及ぼすことは明白であるから、原判決は破棄を免れない。

よつて刑事訴訟法第三九七条に則り原判決を破棄し、同法第四〇〇条但書により 当裁判所において更に判決するに

(事実)

被吉人Aは昭和二〇年から同二四年一〇月頃までの間、宮城県刈田郡E地方薪炭 林産組合の刈田郡 a 村G部落木炭取扱人として、同部落の木炭生産者のため、木炭 の供出(政府への売渡)に関する事務を代理して処理していたもの、被告人Bは昭 和二三年一〇月頃から同二四年六月頃まで、農林償仙台木炭事務所宮城県刈田郡 a 村駐在の木炭検収員として政府から請賃つて、同村において、政府が生産者から買 入れる木炭につき、品種、等級、数量等を確認するいわゆる検収の手続を行つた 上、その代金額をも算定し薪炭受入調書を作成して売渡人に交付する仕事に従事し ていたものであるが、

第二 被告人Bは前記の如くD外二一名から真実政府に売渡された木炭は合計一三〇俵に過ぎないこと、及び被告人Aは前掲虚偽の薪炭受入調書をその内容が真実であるものの如く装うて提出行使し、以て金員を騙取するものなるの情を知りながら前記の如く被告人Aの懇請を容れてこれを作成交付し因て同人の前記犯行を容易ならしめてこれを幇助し、

たものである。 (証拠の標目)

右の事実は

- 一、 原審第一回及び同第三回各公判調書中の被告人等の供述記載
- 一、 被告人Aの検察官に対する第一、二回各供述調書
- 一、 被告人Bの検察官に対する供述調書
- 一、 当審に於ける受命裁判官の証人 F、同Mに対する各尋問調書
- 一、 当審公判廷に於ける証人Lの供述
- 一、 昭和二七年四月一二日附林野庁長官の仙台高等裁判所第一刑事部長宛「政府薪炭検収員任命に関する件」と題する書面
- 一、 押収に係る薪炭受入調書一通(証第一号)明細書三通(証第二号の一乃至 三)及び受領証一通(証第三号)を綜合して之を認定する。

(法令の適用)

法律に照すに、被告人Aの判示所為は刑法第二四六条策一項に被告人Bの判示所為は同法第二四六条第一項第六二条第一項に各該当するところ、被告人Bについては従犯であるから、同法策六三条第六八条第三号を適用して法律上の減軽をした上夫々の刑期範囲内で被告人Aを懲役八月に、同Bを懲役四月に各処し、但し諸般の

情状に鑑み被告人両名に対し刑法第二五条を適用して本裁判確定の日から、被告人 Aに対しては二年間、同Bに対しては一年間夫々右刑の執行を猶予すべく、訴訟費 用は刑事訴訟法第一八一条第一項第一八二条によりその全部(一、二審共)を被告 人両名の連帯負担とする。

なお、本件公訴事実中被告人両名は共謀の上行使の目的を以て判示三月二〇日頃 刈田郡a村cで判示七二〇俵の薪炭受入調書を作成し之を判示の如く行使して以て 有印虚偽公文書を作成行使したものであるとの点は前段当裁判所の職権調査の項に おいて説示した通り、被告人Bは公務員でなく、従つて同人の作成すべき薪炭受入調書も私文書であつて公文書でなく、しかもその作成名義を偽つていないのであるから私文書偽造罪にもならないのであるが、判示詐欺の所為と牽連犯として起訴されたことが明かであるから、特にこの点につき主文で無罪を言渡さない。よって主文の通り判決する。

(裁判長裁判官 鈴木禎次郎 裁判官 高橋雄一 裁判官 佐々木次雄)